

平成24年度  
第2回  
東京都森林審議会議事録  
(平成25年2月13日)

東京都森林審議会事務局

東京都産業労働局  
農林水産部森林課

(午後 2時32分 開会)

○事務局 それでは、ただいまより、平成24年度第2回東京都森林審議会を開催いたします。

私、本審議会の進行を務めさせていただきます、産業労働局農林水産部森林課の巽でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況の確認をしたいと思います。現在、審議委員総数14名中、その過半数を超える8名の委員にご出席をいただいております。東京都森林審議会運営要領第4の第1項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、お手元に配付してございます資料について、ご案内をさせていただきます。

上から、会議次第、資料1として委員名簿、資料2として東京都森林審議会運営要領、資料3といたしまして諮問文の写し、資料4として南山東部土地区画整理事業に係る保安林の指定の解除の手続きについて、資料の5といたしましてA3の横版になりますが、東京都稲城市南山東部土地区画整理事業区域内保安林解除でございます。資料6といたしまして、委員からの質問及び回答でございます。資料に不備などございましたら、ご用意させていただきますので、ご発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、本日、机上に東京都のオリンピック招致運動の一環として作成しましたピンバッチを配付させていただいておりますので、ぜひ、機運向上等にご活用いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、産業労働局津国農林水産部長からご挨拶申し上げます。

○津国農林水産部長 津国でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、お寒い中、東京都森林審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様には日ごろから東京都の森林行政につきまして、ご理解、ご協力をいただき、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

改めて申し上げるまでもないことですが、多摩の森林は木材の生産や水源の涵養、都民の憩いの場の提供など私たちの生活にとって重要な財産となっております。このかけがいのない森を守るために、東京都におきましては昨年の11月に東京都農林漁業振興対策審議会に対しまして、東京における持続的な森林整備と林業振興ということにつきまして諮問いたしました。

本年5月には答申を受ける予定でございまして、これを踏まえまして、その内容をもとに秋には森づくり推進プランを改定いたしまして、今後、都民とその財産である多摩

の健全な森林の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

本審議会は地域森林計画ですとか森林病虫害防除といった森林の育成に不可欠な事項と同時に、開発行為の許可など森林法の施行に係る重要事項を審議していただいております。

本日は、先ほどもご説明ございましたけれども、お手元でございますように、保安林の解除に関する諮問が議題となっておりますので、委員の皆様におかれましてはご審議のほどよろしく願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局 では、続きまして、ご出席の委員の方々及び都の幹部職員をご紹介させていただきます。

お手元の委員名簿及び座席表をご覧ください。

正面にお座りの鈴木会長でございます。

向かって右手側から、會田委員でございます。

続いて、井上委員でございます。

続きまして、吉条委員でございます。

続きまして、木下委員でございます。

続きまして、久保田委員でございます。

続きまして、小峰委員でございます。

続きまして、松本委員でございます。

なお、本日、石野田委員、臼井委員、河村委員、坂本委員、土屋委員、羽生委員の皆様につきましては、都合によりご欠席となっております。

では、引き続きまして、都の幹部でございます。

ただいまご挨拶をさせていただきました、産業労働局津国農林水産部長でございます。齊藤森林課長でございます。

それでは、これより議事に移らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、鈴木会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木会長 それでは、鈴木でございます。審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力よろしくお願いいたします。議事次第に従いまして進めますが。

まず、審議会運営要領第5の第2項の規定に基づいて、議事録署名委員を私から指名させていただきますと思います。井上委員、小峰委員、お願いできますでしょうか。

(了承の声)

○鈴木会長 それでは、議事録の確認等よろしくお願いいたします。

次に、この審議会の公開について、お諮りしたいと思います。

審議会運営要領第6の第1項では、当審議会は公開が原則となっております。公開に関して、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、本審議会は公開として進めさせていただきます。

○鈴木会長 傍聴の方に一言申し上げます。傍聴券の裏側に書いてあります注意事項を遵守の上、静粛に傍聴をお願いいたします。

それでは、諮問事項の審議に入ります。事務局より、諮問文の朗読をお願いいたします。

○斉藤森林課長 資料3でございます。

24産労農森第680号。

東京都森林審議会。

下記事項について、東京都保安林の手続きに関する要領（平成12年4月1日11労経農林第1815号）第4の4の（7）のウの規定に基づき、諮問する。

平成25年1月8日。

東京都知事、猪瀬 直樹。

記。

南山東部土地区画整理事業に伴う保安林の指定の解除。

以上でございます。

○鈴木会長 それでは、その諮問内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○斉藤森林課長 大変申し訳ございません、座ったままで説明をさせていただきます。

お手元の資料、まず4をお開きをお願いしたいと思います。

この資料は保安林の解除手続きについて説明する資料でございます。

本件の保安林の解除の権限は農林水産大臣にありますので、解除の最終段階は国が行います。

手続きの流れということでご説明をさせていただきます。

都は、申請者から提出されました保安林解除申請につきまして、審査を行い、意見書を添付して国へ提出をいたします。この意見書提出に当たって、保安林の要解除面積が1ヘクタール以上のものにつきましては、必ず森林審議会の意見を聞かなければならないというふうになってございます。本日の森林審議会はこのためのもので、資料4の手続きの流れの2段目の知事と森林審議会のところがございます。

解除申請と意見書は国において審査が行われ、内容が妥当と認められれば解除の予定通知が知事にまいります。

知事は、この通知を受けまして、解除の予定を告示して、関係者に異議・意見を提出する機会を設けます。

知事は、異議・意見の有無を含めて国に報告を行い、異議・意見の提出があった場合には、国が意見聴取会を開催することとなります。

異議・意見の提出がなかった場合、申請者は解除の予定告示後に保安林外の作業許可

を受けまして、代替施設の設置に着手することができます。

代替施設の設置が完了すると、都は完了確認を行い、国に報告をいたします。

国は、この報告を受けまして保安林の解除を告示し、解除が確定することとなります。

資料4につきましては、こちらに書いてありますとおり、南山東部土地区画整理事業に係る保安林指定の解除の手続きの流れにつきまして、ご説明をさせていただきました。

続きまして、本南山東部区画整理事業区域内保安林解除に当たっての保安林の概要についてご説明をさせていただきます。

この区域は、昭和33年9月の狩野川台風により山腹に崩壊が発生し、その土砂流出により被害が発生をし、昭和34年と昭和36年に治山事業が施工されております。

この治山事業の内容は練石積み工、水路工、編柵工など山腹工事が主な工事でございます。

治山事業に伴いまして、昭和36年2月7日に有効期限4年の保安施設区の指定がなされ、昭和40年2月7日に保安施設区から保安林に転換されたものでございます。

保安林の種類といたしましては、土砂崩壊防備保安林で、面積は2.7837ヘクタールでございます。

なお、地域には同じ時期に指定された8.5460ヘクタールの土砂崩壊防備保安林があり、この保安林も当該土地区画整理事業の事業区域にあり、事業者として解除申請の計画を持っております。

今回、審議をいただく保安林を通称西側保安林と呼び、もう一方を東側保安林と呼んでおりますが、東側の保安林につきましては、申請のあった時点で別途森林審議会においてご審議をいただく予定となっております。

お手元でございます資料5につきましては、事業者でございます南山東部土地区画整理組合が作成したのですが、これにつきましては補足を含め、これからご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、資料5の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1ページについてですけれども、解除を申請する理由は宅地団地の造成でございます。

事業の名称は南山東部土地区画整理事業でございます。土地区画整理事業でございますので、転用用途にあります各施設用地を造成することになりますが、施設用地の主なものは住宅用地が33ヘクタール、道路用地14ヘクタール、公共施設、学校等でございますけれども5ヘクタール、商業施設用地約2ヘクタールとなっております。

次に、(2)の解除申請の分割についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、今回は西側保安林のみの申請で、東側保安林につきましては別途申請ということになります。これは、大規模な計画の場合は、その都度必要な部分について解除を行うという森林法の考え方に沿ったものでございます。

次に、1-2の概要でございますけれども、この事業の概要はここに書いてございま

すとおり、住宅団地の計画人口は約7,000人というふうになってございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。位置図がでございます。

この位置図の中の緑色の区域が土地区画整理事業の事業区域で約87ヘクタールございます。最寄りの駅は京王線の稲城と京王よみうりランドになります。赤色で塗られた部分が事業区域内の保安林で、東側と西側の2カ所で合計が11,3297ヘクタールの面積がでございます。図の表示では保安林区域の2カ所が同じ表示となっておりますが、左側が今回申請のあった西側保安林で、右側は今回の解除申請には含まれておりません。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3ページ目でございます。事業全体の計画図でございます。

この図は事業区域全体の土地利用計画及び保安林の位置を表したものでございます。先ほどの位置図と同様に、今回の解除申請区域は左側の保安林区域1だけでございます。薄黄色の区域は戸建て住宅用地、保安林区域1の左側の赤茶色の区域は集合住宅用地、中央部の赤色の区域は商業施設用地、その下の白色の区域は新規に建設される公営墓地用地、その右側の薄い紫色の区域は既存の寺の用地、点在する鶯色の区域は農地等の生産緑地、中央下部の水色区域は残地森林をあらわしております。解除申請に挙げた保安林区域1は主として住宅用地になる計画でございます。保安林区域の上の茶色の右側にある白色は雨水の調整池でございます。

続きまして、4ページ目をお開きいただきたいと思います。事業全体の期別計画でございます。

この図は、各区画の年度別の完成予定時期をあらわしたものでございます。申請のあった保安林区域の完成予定時期は、平成27年度の予定でございます。

続きまして、5ページ目をお開きいただきたいと思います。事業区域の現況及び写真でございます。

この写真は事業実施前の平成17年10月に撮影されたもので、現在は二つの保安林区域とその周辺を除き、造成作業が行われております。保安林区域以外の森林は、昭和50年ごろまでは地域森林計画対象森林でしたが、都市計画において市街化区域に編入されたため、地域森林計画対象森林から除外された経緯がでございます。このため、この事業に対しましては、林地開発許可制度の適用がございません。

なお、左側の文面中の下から3行目に、「既に一部の保安林区域は解除されております。」とありますが、これは保安林区域1の左隅の部分が稲城市のグランド建設に関連して、平成10年に解除されたもので、今回の申請とは関係がございません。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請区域現況写真でございます。

航空写真は先ほどと同様、平成17年10月に撮影されたもので、土地区画整理事業着手前のものでございます。スナップ写真①から④は平成24年2月に撮影されたものでございます。①から④は撮影位置と撮影方向を示してございます。

保安林内の森林の状況でございますけれども、竹が主体でほかはナラ等の雑木林になっております。

スナップ写真にありますとおり、保安林解除申請の事業区域以外は、既に造成工事に着手してございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。現況図でございます。

この図は、今回、解除申請区域を拡大したものです。図の青色の一点鎖線が保安林解除申請の事業区域で、赤色の実線が保安林区域でございます。保安林区域内の地形はくぼ地の形状となっております。解除申請の事業区域が保安林区域に接する形状になっていますが、先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、青色の一点鎖線の区域以外は既に造成工事が開始されておるところでございます。

続きまして、8ページ目をお開きいただきたいと思います。この図は、解除申請区域の土地利用計画を拡大したものでございます。西側保安林はほとんど住宅用地となる計画でございます。中央の青緑色の部分は雨水の調整池でございます。供給処理施設用地はガス・水道用の施設でございます。

続きまして、9ページ目をお開きいただきたいと思います。計画概要総括表でございます。

本解除申請は南山東部土地区画整理組合が申請者となっておりますが、土地区画整理組合は事業区域内の土地の所有権を取得していません。土地区画整理法に基づく仮換地の指定により、所有者権者の権利を一定の期間停止し、土地区画整理組合が土地区画整理事業に土地を使用できる仕組みとなっております。

資金計画でございます。事業の総額は約406億円で、約8割を土地区画整理による土地の売却代金、残りを公的補助金で賄う計画となっております。

事業費の支出時期と土地の売却時期との間で生じる資金需要は最大約85億円で、これについては、ここにある金融機関と借入に関する約定が成立しているところでございます。

事業の支出、代替施設に要する経費でございますが、保安林の解除申請に当たっては、解除を申請する保安林の機能を代替する施設の設置が必要となっております。この表は設置する代替施設を示しています。代替施設はのり面などの崩壊を防ぐ擁壁工、緑地を造成するための緑化工、雨水等処理するための水路施設と雨水調整池でございます。設置に要する費用の総額は約5億4,000万円となっております。

次に、10ページ目をお開きいただきたいと思います。

事業期間でございます。代替施設の設置に関する工程で平成27年度に完成する計画となっております。

次、事業規模でございます。代替施設の所在場所を表した表で、調整池など保安林区域外にあるものもでございます。

次に、転用後の用途面積でございます。保安林解除申請の事業区域3,2581ヘク

タールについて、転用前の現況と転用後の用途を面積別に結びつけてあらわしたものでございます。例えば、保安林部分は2.7837ヘクタールのうち0.6338ヘクタールが道路用地として利用されることになります。

続きまして、11ページでございます。計画概要総括表凡例図でございます。

この図は、代替施設の設置箇所、数量をあらわしたものでございます。中央部12の表示は直径300ミリメートルの配水管が110メートル設置される計画であることを示しています。中段の4.5は管渠の設置勾配を示してございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。事業計画書でございます。保安林解除に係る事業計画の内容について述べたものでございます。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。必要となる許認可等でございます。

この表は、森林法以外で法令上必要となる手続きと、その手続き状況について整理したものでございます。

なお、保安林解除の審査に密接に関係する宅地造成等規制法の許可は、事業の進捗にあわせて必要区域について順次行うことで、今回、解除申請のあった西側保安林の区域については許可済みですが、大規模盛土工を含む東側保安林区域については、申請を含めていまだ行われてはおりません。

最後になりますが、14ページ以降でございます。14ページ以降につきましては、造成計画の断面、擁壁工の標準断面を示した図面類でございます。

概要につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。

ただいま、知事からの諮問をお受けして、諮問内容についてのご説明をいただきました。

委員の方々には事前に資料をお送りして、幾つかのご質問をいただいております。それにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○斉藤森林課長 引き続き座ったままでご説明をさせていただきます。

資料6をご覧いただきたいと思います。事前に各委員からご質問をいただきました。それに対する回答を添付させていただいております。質問事項、回答につきましては、全文読ませていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、井上委員からの質問事項でございます。

1番、本事業は大規模な宅地団地の造成事業に係わる保安林（土砂崩壊防備保安林）解除と理解いたしました。87ヘクタールにおよぶ全体計画は、既に実施が進められている（4頁、1-5事業全体の期別計画）ことと思いますが、事業全体計画の作成や申請などのこれまでの経緯について、補足説明をお願いいたします。

回答でございます。

本件、解除申請につきましては、申請者（当時は土地区画整理事業組合設立準備会）

から平成13年に都に相談がありましたが、相談が中断した時期もあり、事業実施に係る法令手続きの中で、保安林の解除手続きのみが大幅に遅れる結果となり、今日に至っております。

また、土地区画整理事業としての全体計画が作成する過程で、公営墓地の計画が追加されるなどの大きな変更がありました。当該土地区画整理事業区域の中で、森林法の規制対象となっているのは保安林区域のみであり、それ以外の区域は関係法令の手続きを行った上で造成等が実施されております。

(申請者作成資料の航空写真は平成17年10月に撮影されたものです。平成19年からは保安林区域以外で開始された造成により、現在未着手となっているのは保安林区域とその周辺に限られています。資料5の6頁のスナップ写真は平成24年2月に撮影されたものでございます。)

2番目でございます。

保安林は、「防災上危険な崖地」(1頁)において、昭和36年指定した箇所(一部指定解除)の解除をするものと理解しました。「土砂崩壊防備保安林を解除してよい」とする根拠について、補足説明をお願いします。

今回対象となる区域1は、北傾斜地の北側に「溝状の地形が東西に広がり、土砂を受けとめるくぼ地となっている」ことから、鉄道や住宅地に土砂が流出する危険がないと説明されています。(5頁)。11頁の「5計画概要総括表凡例図」等によると、斜面にはブロック積擁壁を設置、北側の一部は緑地とする計画になっています。これらのことから、保安林解除をしても危険性がないと判断されるということでしょうか。

これに対する回答でございます。

申請者作成資料による「防災上危険な崖地」は、保安林区域にはほとんど入っていません。したがって、「防災上危険な崖地」を除去することは、保安林解除の直接的な理由にはなっていません。

都としては、当該事業地が「他に適地を求めることができない」「保安林解除の面積が必要最小限度のものである」「事業の実施が確実である」「転用に伴って失われる保安林の機能を代替する施設(代替施設)の設置等が確実である」など、保安林解除の要件を満たしていることから、当該事業の実施のために保安林を解除することはやむを得ないと判断したものです。

ご指摘のとおり、擁壁や排水施設等は、保安林の解除に伴う代替施設の設置基準を満たしているので、保安林の解除は可能であると解されます。

なお、保安林の解除に伴う代替施設の該当については、通常は森林法の基準で審査することとなっていますが、宅地造成事業に係る保安林の解除については、都市計画法及び宅地造成等規制法の基準によって審査を行って差し支えないこととなっています。

(林野庁長官通達)

このため、本件の代替施設については、都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく開発等の許可事務を所管する東京都都市整備局長に、その審査基準や適用方法等を確認した上で、保安林の解除に伴う代替施設の設置基準を満たしているものと判断いたしました。

3番目でございます。

6事業計画（12頁）での土地選定理由によると、「駅に隣接しながら山林や荒廃地、生産緑地等のままで…この付近の土地利用にとって好ましい状況ではありません」とされており、山林や生産緑地は好ましくない土地利用というように読めます。「住宅地建設計画により、地域全体の土地利用の改良が目指されれば、保安林は解除してもよいというわけではないと思いますので、特に質問事項2の説明は丁寧をお願いいたします。

（事業計画6頁では、保安林が全体計画の計画地にあり、事業達成に必要であるから保安林解除が必要と説明されております。）

3番目の回答でございます。

「6事業計画書」を含む資料は、申請者の責任において作成された資料でございますので、ご指摘の記述は申請者として良好な住宅団地を造成するという見地から「土地区画整理事業」の必要性について述べられていると考えられます。

保安林を含む当該地域を事業用地として選定した理由は、下記の理由によるものでございます。

「他に適地を求めることができない」

都内における市町村別の人口増加の動向、東京都都市計画マスタープラン、東京都住宅マスタープラン、稲城市都市計画マスタープランなど、公的計画に合致しており、稲城市の当該地域で住宅団地を造成することが最適であり、これ以外の地域に適地を求めることができないことが計画の内容に示されている。

それから、「保安林解除の申請が必要最小限度のものである」

住宅用地、学校用地など、各計画用地の用地面積については、同種の既存施設の平均的な必要面積等を算定し、さらに都市計画道路等の位置を反映した配置計画とした結果、保安林を含んでいる用地を確保する必要があることが計画の内容に示されている。

「事業実施が確実である」

申請者が、土地区画整理法に基づく組合の設立認可を受けている、都市計画法に基づく事業の許可を受けている、土地区画整理法に基づく仮換地の指定により事業区域内の土地を使用する権利を有している、複数の金融機関と借入に関する約定がなされていることなど、事業の実施が確実であることが計画の内容に示されている。

次、「転用に伴って失われる保安林の機能を代替する施設の設置等が確実である」

代替施設について、東京都都市整備局が定めている都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準及び宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成に関する土

地の許可の審査基準に適合するものとして、都市整備局多摩建築指導事務所長から宅地造成等規制法に基づく許可を得ている。上述のとおり、代替施設の設置に要する資金が確保されていることなど、代替施設の位置等が確実であることが計画の内容に示されている。

続きまして、4番目でございます。

区域2（今回の対象区域外）について、次年度以降検討されると思いますので、今の段階で2点、あらかじめコメントさせていただきます。

区域2で緑地を確保される計画ですが、土砂崩壊防備の機能として、緑地であればなんでもよいわけではないと思いますので、どのような緑地の計画なのか、森林課としても今後注視していただきたいと思います。

区域2に宗教施設用地が入っております（2頁の地図には神社、3頁の地図には墓地となっています。）また、谷戸公園も含んでいるようです。既存施設であれば、保安林解除に際して配慮する可能性があるかと思っておりますので、現状や解除後の計画について説明をいただければと思います。

回答でございます。

保安林区域2（東側保安林）につきましては、解除申請が提出された時点で審査を行い、改めて審査をしていただくことになります。

ご指摘の事項につきましては、保安林区域1（西側保安林）の解除計画との整合及び基準に照らして審査を行ってまいります。

次に、2頁の位置には神社の表示がありますが、現地では鳥居と祠だけがある状況で、保安林区域外に位置しております。

3頁の地図にあります「宗教施設用地・民間墓地」と凡例で示されている区域は造成地で、既存の墓地を有する寺院の換地先として計画をされている区域です。

根方谷戸公園、仮称でございますけれども、となる区域は、いわゆる大規模盛土工により造成されたのり面を公園として管理する計画となっております。

次に、木下委員からのご質問でございます。

まず、1番。保安林解除に該当する保安林の保安林種は何かでございますが、土砂崩壊防備保安林でございます。

2番目。解除理由は「住宅団地の造成」とあるが、土地区画整理事業であることから、公益上の理由（森林法第26条第2項）に該当するのか、でございますが、回答でございます。

本件の解除理由は「指定理由の消滅」になります。

保安林の解除理由は「公益上の理由」に該当するのは、解除の原因となる事業が、保安林を土地収用法（昭和26年法律第219号）その他法律により土地を収用もしくは使用することとされている事業である場合に限られており、当該事業者が施行する土地区画整理事業は、これに該当いたしません。

3番目でございます。航空写真を見れば、区画整理事業区域内には、保安林以外の森林が多く存在するようだが、これらについての林地開発許可について、本審議会での審議経緯（何年何月の審議会において審議されたか）を教えてください。

回答でございます。

当該土地区画整理事業区域は、保安林以外は地域森林計画対象森林が存在しないため、林地開発許可制度は適用されません。

その下、注意書きが書いてございますけれども、当該区域内の森林は、先ほどもご説明させていただきましたとおり、昭和45年の都市計画において、区画整理区域に編入されたため、森林計画制度の運用に関する林野庁長官通達に基づき、地域森林計画対象森林から除外された経緯がございます。

航空写真は平成17年10月に撮影されたもので、土地区画整理事業着手前のものがございます。

以上でございます。

○鈴木会長 委員からの事前の質問、そしてそれに対する回答を伺いました。

まず、このご質問をされた委員、それに限りませんが、今の回答についてさらにお尋ねやコメントがあればお願いいたします。

どなたの委員でも結構ですが、今までのご説明、そして今の質問と回答のあたり、どなたでも結構ですが、よろしいでしょうか。

まず、お尋ねいただいた井上委員、何かありますか。

○井上委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○鈴木会長 木下委員。

○木下委員 私の質問じゃないですが、井上委員の質問に関連するのが一つなんですけれども。

一番最初の、多分、井上委員のご質問は、私が思うに、要は全ての周りの事業が進んでいる段階で、後になってこうやって保安林の解除の手続きが出てきても、要は事実上これは認めざるを得ないんじゃないかと。要するに、全てが進んでいてここだけとめるわけにはいかないんじゃないかということ懸念してのご質問かなというふうに思ったんですけれども。通常の保安林解除の申請について、正規の申請は今でいいんだと思いますけれども。いわゆる事前相談も含めて、こういうタイミングでの解除の手続きの進め方というのは、これは一般的で妥当だというふうに理解してよろしいんでしょうかということをおっしゃっているんです。

○鈴木会長 それは、お尋ねとして。

○木下委員 そうです。

○鈴木会長 じゃあ、今、木下委員からご質問が出ました。事務局、何か回答ございますでしょうか。

○斉藤森林課長 通常は木下委員のおっしゃられた一般的なものという考えでは、私ども

ものその事例としてはないというふうに考えておりますが。手続き上の話でいきますと、進めておりますので、正規の手続きだというふうに考えております。

○鈴木会長 望ましいか望ましくないかということは、いろいろなご評価もおありかと思いますが。この一つの議論としては、法律と手続きに従って、認められるかどうかという1点で、きょうはご議論いただくのかなと、私は思っておりますが。

さらに何かご意見ございますか。そのあたりについてのご意見ございますか。よろしいですか。

○木下委員 きょうの説明の中で初めてお聞きしたんですけれども。この箇所は既に治山事業をやっていた箇所だというご説明が最初に、一番冒頭にあったと思うんですけれども。その現況図を見て、どこにどういう治山事業を行ったのかということと。

私の記憶違いかもしれませんが、治山事業をやっている保安林というのは1級保安林になるので、通常解除の対象にならないというのが一般的だと思うんですけれども。一般的かどうかわかりませんが、私の理解はそうなんですけれども。当然、事前相談が終わっていますので、これは基本的には基準を全てクリアしているという前提でお聞きするんですけれども。その辺はどういうことでその解除になるのかということをお教えいただきたいんですが。

○斉藤森林課長 木下委員のご質問ですけれども、いわゆる治山事業、土砂崩壊防備保安林1号で1級地治山事業をやったというところなんです。10年以上たちますと、それが解除にはならないというところから、逆に外れるということで、今回、国とご相談をさせていただいたと…。

○木下委員 資料の12ページなんですけれども。7のところですね、利害関係者の意見とあるんですけれども。保安林解除に関する同意取得済みと書いてありますけれども。この利害関係者というのは、どなたを言っているのかということ。既に意見をとっているということでしょうか。

○斉藤森林課長 まず、地域の施設の地権者、それから周辺の利害関係人ですので影響を及ぼす関係の方々というところが対象となります。

○鈴木会長 もうちょっと具体的にはなりませんか。

○斉藤森林課長 図面でいきますと、2ページ。赤色が保安林になりますので、この保安林の例えば西側、左上でございまして、こちらの保安林で、例えば崩壊等のおそれがある、崩壊があった場合に影響を及ぼす下流域並びに右側の東側の保安林につきましても同様に、そうした影響を及ぼす恐れがある下流域等の方々の同意が得ているというところがございます。

○鈴木会長 今のようなお答えですが、今のお尋ね、よろしゅうございますでしょうか。ほかにお尋ねございませんか。

それでは、私から一つですが。井上委員のお尋ねの2番目のところであって、その回答がその資料の1枚目の裏側になりますが、そのあたりに通常は森林法の基準で審査を

するが、林野庁長官通達があって、宅地造成等規制法で審査を行って差し支えないというか、この辺、必ずしなさいじゃなくて差し支えないというような、割と微妙なご説明であるような気がして、念のためにと申しますか、そのあたりのところをもう少しご説明がいただけるならと思うんですが。そのあたりいかがでしょうか。

- 斉藤森林課長 資料6の先ほどの井上委員の2枚目の裏の関係でございますけれども。保安林の解除に伴う代替施設の設置につきましては、通常森林法の基準で審査することとなっておりますけれども、宅地造成事業に係わる保安林の解除につきましては、林野庁長官からの通達によりまして、都市計画法及び宅地造成等規制法の基準に適合していれば、森林法の基準に適合しているものとして差し支えないとされております。先ほどもご説明をしていただきました。

このため、本件の代替施設の設置基準につきまして、都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく開発の許可事務を所管しております東京都都市整備局長に、その審査基準や適用の方針などを確認した上で、保安林の解除に伴う代替施設の設置基準を満たしているものかと判断をいたしたところでございます。

なお、林野庁からの都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく基準等の適用につきましては、当該法令事務を所管する部署、都では都市整備局という見解を尊重すべきであるとの意見をいただいております。

- 鈴木会長 わかりました。そのあたり、例えば所管の担当からの特段のご説明等は。よろしいでしょうか。

今の説明でよろしければ。

- 斉藤森林課長 ご発言等、審議会でございますので、委員の皆様はその…事務局として座っておりますので、ご発言等、お許しをいただいた上で発言するか、もしくはこのままのお答えでご理解をいただくかということになります。

- 鈴木会長 そうしたら、これ、皆さんにお諮りするのかが会長のあれでよろしいかですが。せっかく、いらっしゃるのだったら、私としてはご説明を直接いただければと思いますが。委員はいかがでしょう。

(異議なしの声)

- 鈴木会長 ということですので、多分それは審議会の運営要領にもあると思いますので、そのあたり、ご説明いただければ。

- 事務局 私、都市整備局の市街地整備部民間まちづくり担当課長の奥秋と申します。

こちらの先ほどの林野庁通達でございますけれども、こちらの背景は、おそらく開発が進むスピードと、そういった保安林との対峙する関係、これをうまく整理していこうというところから出てきた通達だというふうに私たちは認識しております。

その上で、私どもは保安林の解除と云々というよりも、宅造規制法あるいはその開発に関する諸計画、こういったものに適合しているかどうかということをしつかり見きわめまして、こちらの計画を許可しているという立場にございます。

既に、こちらはもう許可されておりますので、私どもとしては、都市整備局のもっています基準というものがございます。これは法律とも合致したものでございます。こちらの基準と照らし合わせて、何ら問題ないということで、この宅造規制法の許可をしておりますが。そちらとこちらの法律と整合ということが一番の問題になってくるのかと思いますけれども。林野庁とも相談いたしまして、これは適用の範囲内ということ見解をいただいております。

また、都市計画法は都市計画法で特にこちらは代替施設ということで排水施設ですとかそういったことが非常に重要になるかと思っておりますけれども。そちらはその上位計画である下水道計画であったり、あるいは都市計画であったり。稲城市が持つ都市計画ですけれども。こちらとも整合を図ってということで、この宅造規制法の許可を行っておりますので。私どもの立場からすれば、こちらについて何ら問題はないだろうという見解をもっております。

以上でございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。

この保安林解除ということについては、かつては土砂災害があり治山事業が行われ、そして、ただ、ここを宅地にするという必然性もまた高い場所でここをどうしていくかということでのこの解除のご提案。かつ、今のご説明では、指定理由がなくなったので解除するという案件でありまして。その指定理由がなくなったということは、指定が必要であったその土砂崩壊防備ということの代替の施設が一応考えられる。確実なものが見込まれるというようなご説明をいただいたということかと思っております。

そのあたりで、そのこのところをどれほど確実なのかというか、適切であるかというようなことの基準というのが、森林法から出てくるものと事業の性格によりまして、都市計画法やこの宅地造成規制というようなことと係る部分もあるというようなことについて、委員からもお尋ねいただきましたし、私もお尋ねしたいと思って伺った次第であります。

そして、そのことについては、適正な計画と判断できるというご説明を伺ったということかと思っております。

ほかに何か委員の先生方、ご質問やご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにご意見・ご質問がないようでしたら、今回の諮問に係る保安林の指定解除については、やむを得ないというのか適正であるというのか、ということでございますが。この諮問されたことについて解除が適当であるというようなことでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

それでは、諮問に答える知事への答申文の作成ということを行いたいと思います。  
事務局から答申（案）の配付をお願いいたします。

（答申案配付）

○鈴木会長 皆さん、お手元にございますでしょうか。

事務局より、答申案の朗読をお願いいたします。

○斉藤森林課長 （案）。

24東森審第4号。

答申書。

東京都知事、猪瀬 直樹殿。

平成25年1月8日付24産労農森第680号で諮問のあった事項については、下記のとおり答申する。

平成25年2月13日。

東京都森林審議会会長、鈴木雅一。

記。

南山東部土地区画整理事業に伴う保安林の指定の解除については、やむを得ないものと認める。

以上でございます。

○鈴木会長 答申案について、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま、ご賛同が得られましたので、この答申案を本審議会の答申として決定いたします。

今、お手元の紙に（案）と書いてありますが、（案）のとれた答申書というものに差し替えをいたしまして、本審議会の答申といたしたいと思います。

本日の審議会日程はすべて終了いたしました。

委員の皆様方には、議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

○事務局 鈴木会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうも皆さんありがとうございました。

（午後 3時35分 閉会）